

東北森林管理局長

平成23年度国有林材の安定供給システム販売（第3次）について

東北森林管理局では、CO₂の森林吸収源対策を一層推進するため間伐を積極的に実施していますが、これは同時に大量に供給される木材の需要拡大を図ることが必要です。このため、一般製材工場、集成材工場、合板工場、チップ工場等との間で木材の計画的な供給に関するシステム販売協定を締結し、毎年度工場等へ安定的な供給をしており、本日から次のとおり第3次の公募を行います。

公告期間	10月13日～10月27日まで
公告数量	56.8千m ³
協定締結	11月中旬
協定期間	11月中旬～平成24年2月末まで

<留意事項>

- 1 選考は企画競争によるものとし、国産材時代に向けた原木消費・製品供給の考え方や、原木買取価格・運賃コストの明確化・透明性を重視します。
- 2 申請は複数署にまたがっても構いません。また、特定樹材種のための申請でも構いません。
- 3 申請は1千m³以上とします。（複数署の合計が1千m³を越えていれば可）
- 4 その他
 - (1) 予定数量内訳は別紙のとおりです。
 - (2) 公告及び申請書の交付は東北森林管理局及び管内各森林管理署等で行います。また、申請書等は東北森林管理局のホームページにも掲載します。
東北森林管理局のアドレス
<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/index.html>
又は、東北森林管理局と入力し検索してください。

問い合わせ先：東北森林管理局 販売課

電話 018-836-2149

018-836-2128

担当：企画官（販売戦略）、販売係長

別紙

平成23年度 国有林材(素材)の安定供給システム販売(3次)予定量について

東北森林管理局

樹種	スギ						アカマツ	カラマツ				クロマツ	スギ	アカマツ	カラマツ	広葉樹	計
	4m		3.65m	3.00m	2m	2m 3m	2m	4m	4m	2m	2m	2m					
径級	概ね 8cm~13cm以下	14cm~	14cm~	14cm~	14cm~	概ね 8cm~13cm以下	14cm~	13cm 下	14cm~	13cm 下	14cm~	14cm~	低質材	低質材	低質材	低質材	
津軽					3,000												3,000
金木		1,800			300												2,100
青森		1,500		500	600	200											2,800
下北						100											100
三八上北		1,000			800	100							1,000				2,900
岩手北部	300					100		200		200							800
三陸北部									1,700		2,000						3,700
久慈																	0
三陸中部																	0
盛岡	200							150	900	150	700						2,100
岩手南部		800	60	300	200	130	20										1,510
遠野																	0
宮城北					1,500								600	200		200	2,500
仙台													500	400	200	400	1,500
米代東					4,400	700						500	2,000				7,600
上小阿仁		300			2,000								1,000				3,300
米代西		2,000			3,000								500				5,500
秋田				600	4,100								2,000				6,700
湯沢													500				500
由利					1,000								500			500	2,000
庄内		400		300	2,000								3,000				5,700
山形																	0
最上			500	0	1,000								1,000				2,500
置賜																	0
合計	500	7,800	560	1,700	23,900	1,330	20	350	2,600	350	3,200	1,000	11,600	600	200	1,100	56,810

注1 生産事業の進捗状況等により数量は増減することがあります。

注2 スギ4m、3m、2m材の一部には、曲り、多節、若干の腐れ等が含まれる場合があります。

注3 スギ3.65m材は直材のみとなります。

注4 スギ、アカマツ、カラマツ、他Nの低質材については、2m以下の不定尺が主体となり用材は含みません。

注5 岩手県内の一部森林管理署等におけるアカマツ材については、別添「松くい虫被害材の移動禁止について」によりご協力をお願いします。

別添

平成23年10月13日

松くい虫被害木の移動制限について

松くい虫被害材については、岩手県告示第176号によって、下に掲げる被害地域からの移動が禁止されていますのでご承知おき下さい。

また、あわせて、健全なアカマツ伐採木であっても、被害地域から被害が発生していない地域への移動についても自粛をお願いします。

被害地域 盛岡市のうち旧盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、丹沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐郡藤沢町、

期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日